

## 盗品等捜査運営要綱の制定について（概要）

平成 13 年 9 月 28 日  
例規（捜三）第 180 号

この要綱は、盗品等捜査の徹底及び能率化を図るため、盗品等捜査の運営に関し必要な事項を定めたものであり

盗品等捜査の原則  
担当者の指名等  
品触書の作成依頼及び手配  
盗品等発見時の措置

などの項目からなっている。